



島 根 県 報

平成23年 5 月 31 日 (火)

号外 第 123 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【病院局規程】

島根県病院局職員の給与に関する規程の一部改正

2

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程**島根県病院局管理規程第6号**

島根県病院局職員の給与に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成23年5月31日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

第19条第1項に次の1号を加える。

- (9) 医師、看護師又は助産師の資格を有する職員が、救急医療用ヘリコプター（救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法（平成19年法律第103号）第2条に規定する救急医療用ヘリコプターをいう。次条第1項において同じ。）に搭乗し、救急業務に従事したとき。

第19条第2項に次の1号を加える。

- (9) 前項第9号の職員 次に掲げる職員の区分に応じてそれぞれ次に定める額

ア 医師である職員 1件につき5,000円

イ 看護師又は助産師である職員 1件につき3,000円

第20条第1項中「航空機」の次に「（救急医療用ヘリコプターを除く。）」を加える。

附 則

この規程は、平成23年6月13日から施行する。